

沼津市プラスチック製容器包装選別・破袋・圧縮梱包業務委託(仮)について

1 業務内容

この業務は、委託者が沼津市内から収集したプラスチック製容器包装の廃棄物を計量し記録後、選別、圧縮、梱包、保管し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）第2条第7項に定める特定分別基準適合物に準ずるものとして、指定法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡すまでの一連の業務をいう。

2 関係法令の遵守

受託者は、この業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、かつ委託者の指示に従い適正に業務を遂行するものとする。

3 搬入

(1) プラスチック製容器包装の搬入は、沼津市内の収集日に基づき指定する日とし、祝日も搬入するものとする。（1月1日～1月3日を除く。）

(2) 予定処理量 2,400 t （10 t /日 200 t /月 12 ヶ月）

(3) 荷姿

沼津市指定袋（10 L、20 L、30 L、45 Lまたは沼津市指定袋と記載のあるレジ袋）

4 一般的事項

(1) 業務管理主任者の選任

受託者は、従事する従業員のうちからプラスチック製容器包装の中間処理業務管理主任者を置いて、委託業務全般の適正履行を期さなければならない。（特定の資格要件はなし。）

(2) 中間処理日報・月報の提出

受託者は、毎日及び毎月の搬入量及び処理量を集計し、委託者に提出するものとする。月報については、日別の搬入量及び処理量を記載するものとする。提出はメールまたは FAX でも可能とするが、本書は受託者にて5年間保存するものとする。

(3) 業務内容等の報告

① 受託者は、中間処理業務管理主任者等の業務従事者や中間処理業務の場

所、設備、処理フロー等について契約締結時に報告すること。変更があった場合も、速やかに委託者に報告すること。なお、圧縮機の処理能力が一日あたり 5 t 以上となる場合は静岡県知事への報告が必要となる。(設置時または変更時)

- ② 前項の報告の他、天災、人災による事故等により受託業務に支障をきたすような事態になった場合は、直ちに委託者に報告すること。また、死亡事故等の重大事故が発生した場合について、市は一切の責任を負わない。

5 選別業務

(1) 処理方法

プラスチック製容器包装の選別作業にあたっては、別紙「プラスチック製容器包装の「引取り品質ガイドライン」」に基づき、破袋・選別作業を行って異物を除去し、Aランクの品質確保に努めること。(Aランクとは選別後のプラスチック製容器包装に含まれる不適合物の割合が10%未満のことをいう。)

べール品の品質が下がり、引取り不可となった場合については、受託者が責任を持って処理すること。

(2) その他

選別で生じた残渣物については、別途委託者が指定する業者に連絡し搬出すること。

※同上の搬出費用については、委託者が支払う。

6 保管

(1) 保管施設

保管施設は収集されたプラスチック製容器包装の廃棄物を 2 日分保管できるスペースが確保されていること。

(2) 保管施設の設備

- ① 受入れしたプラスチック製容器包装を計量するための計量器(トラックスケール 20 t 程度)を備えていること。(計量機は年次点検と 2 年に 1 度法定検査を実施すること。)
- ② 別紙「プラスチック製容器包装の「引取り品質ガイドライン」」の 3 にて推奨している圧縮機を備えていること。(現在の沼津市におけるべール寸法：700mm×700mm×700mm)
- ③ 適正に排水処理を行う機能を備えていること。なお、浄化槽を設置している場合は、清掃・保守点検及び法定検査を行い、適正に処理すること。
- ④ 近隣に住宅がある施設については苦情の原因とならないよう、臭気対

策を講じること。

- ⑤ ベール品の運び出しに必要なフォークリフトについては、受託者が用意すること。

(3) 保管上の留意点

プラスチック製容器包装は可燃物であり、残留内容物の腐敗・変質があるため、換気を良くして火気を避けること。

プラスチック製容器包装が受託者の敷地外に飛散しないようにすること。

敷地外に飛散し、トラブルが発生した場合について、市は一切の責任を負わない。

(4) その他

ベールの数量が10トン車で1台分の量に達した時点で、直ちに公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き取りを依頼すること。処理費用については、委託者が別途日本容器包装リサイクル協会へ支払う。

7 再資源化事業者への引き渡し

ベールは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再資源化事業者に引き渡すものとする。

再資源化事業者が、受託者が保管しているプラスチック製容器包装を引き取りに来たときは、積み込み機材の貸与等、積み込み作業に協力するものとする。

8 環境対策

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁等の発生防止については市環境政策課に確認のうえ対応措置を講じること。

環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を行うとともに、委託者へ報告し、指示があればそれに従わなければならない。

9 臨機の措置

受託者は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。この場合、その措置の内容及び結果を、委託者に報告しなければならない。

10 委託料

委託者は、4(2)による毎月の業務履行確認後、適法な請求書受領から30日以内に施設の運転管理費として毎月定額を支払うものとする。

11 その他

- (1) 本業務について当然必要となる資機材については受託者が用意すること。
- (2) 本業務について起こった事故等については、委託者及び関係機関に連絡のうえ、誠意を持って対応すること。
- (3) 本業務中に発見した貴重品（金品、免許証、その他重要と思われるもの）については、委託者及び関係機関に連絡・届出を行い、誠意を持って対応すること。
- (4) 本業務にあたり発煙、発火事故などの未然防止に努めるとともに、必要な対策を施すこと。

(別紙)

プラスチック製容器包装の「引取り品質ガイドライン」

1 引取り形態

特定分別基準適合物の基準にあるとおり、「圧縮されているもの」(以下、「ベール」という。)です。「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機(ベラー等)で圧縮され、結束またはこん包によって形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいう。

2 ベールに求められる性状

・安全性

運搬や保管・移動中に荷崩れがないこと。なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的である。

・衛生性

ベールから臭気の発生がないこと。

腐敗性有機物が付着、混入していないこと。

・バラケ性

再商品化施設での解体が容易であること(かさ比重0.25~0.35 t/m³程度を当面の目安とする。)

・収集袋

収集袋は破袋され、異物が除去されていること。また、容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋が除かれていること。

3 ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や、標準パレット(1100mm×1100mm角)への適合性から、次の3種類の寸法を推奨する。

寸法 (mm)	重量 (kg)	結束材
① 600×400×300	18~20	PPまたはPETバンドまたはフィルム使用
② 600×400×600	36~50	同上
③ 1000×1000×1000	250~350	同上

* 寸法の600×400mm、1000×1000mmはプレス金型の寸法を示す。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなる。

* 「推奨」であるため、ローリングタイプのベールを排除するものではない。

* 番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくない。

4 ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければならない。

項目	基準	備考
分別基準適合物であるプラスチック製容器包装	90%以上（重量比）	
【異物等】		
①汚れの付着したプラスチック製容器包装	混入していないこと	食品残渣等（*1）が付着して汚れた物や生ごみ。 土砂や水分（雫が垂れている）で汚れた物
②指定収集袋および市販の収集袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販の収集袋
③容器包装リサイクル法でPET ボトルに分類されるPET ボトル	混入していないこと	
④他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
⑤容器包装以外のプラスチック	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
⑥事業系のプラスチック製容器包装等	混入していないこと	業務用容器、結束バンド等
⑦上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス・金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑧禁忌品	混入していないこと	医療系廃棄物（*2） 危険品（*3）

（*1）分別基準の運用方針では、食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策

から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないように指導されたい。」とある。

(*2)医療系廃棄物とは、感染性の恐れがある注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く)等。

(*3)危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、および刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。